

第20回市民ドッジボール大会開催における

「新型コロナウイルス感染拡大防止措置」について

令和3年1月24日（日）に予定しております標記大会について、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴い、無観客での大会といたします。

つきましては、各部門の参加チームにおかれましては、監督およびコーチ（各1名）のみの帯同とさせて頂き、保護者の方の観覧は、一切出来ませんのでご了承下さい。

【新型コロナウイルス感染拡大防止における対策】

1. 参加者、競技役員及び大会関係者の健康状態の把握
(健康チェックシート及び参加同意書の提出、受付時の検温)
2. 大会開催時は3密を回避するため、全体での集合、開閉会式は行わず、分散解散とする
3. 競技中以外のマスク着用の義務付け、試合前後の手指消毒の徹底
4. 参加者の待機場所は2階ギャラリー席とし、試合以外は必ず席を一つずつ以上空けておかけになって下さい
5. 一般財団法人日本ドッジボール協会の「大会・講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づいて行います

大会・講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人日本ドッジボール協会

本ガイドラインは、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日改訂）」を基に、ドッジボールに係る活動再開後の大会・講習会・研修会等（以下、「大会等」という。）の開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

各団体におかれましては、本ガイドラインに従って大会等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、大会等の実施に際して、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

また、大会等を実施するための利用施設における感染拡大予防策については、5月14日付けのスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いいたします。

1 大会等の再開に当たっての基本的考え方について

大会等の再開に当たっては、以下のとおり対応することが適当ですが、あくまで当該大会等が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提です。開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県及び市区町村のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします

2 大会等開催・実施時の感染防止策について

大会等開催・実施時の感染防止策については、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が大会等に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、大会等を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、大会等の主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各大会等の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（大会等の受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、大会等の主催者だけでなく、参加者を含む

関係者全員が感染拡大防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(※) チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプル参照（別添1、2）

大会等の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

(1) 大会等の参加募集時の対応

大会等の主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（大会等当日に確認を行う）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 大会等で大きな声での会話や応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会等終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

大会等の主催者は、大会等当日の受付時に参加者が密になることへの防止や安全に開催・実施するため、以下のことに配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）

- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、大会等前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) 大会等参加者への対応（準備すべき事項）

① 体調の確認

大会等の主催者は、開催当日に参加者から以下の情報を主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

ア 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)等※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 開催当日の体温

ウ 開催前2週間における以下の事項の有無

- (ア) 平熱を超える発熱
- (イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- (ウ) だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- (エ) 嗅覚や味覚の異常
- (オ) 体が重く感じる、疲れやすい等
- (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- (キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスク等の準備

大会等の主催者は、参加者がマスクを持参しているか確認をすることが必要です。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、開会式及び閉会式・表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。

また、息苦しさを感じた時は、すぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

③ 大会等参加前後の留意事項

大会等に参加する個人や団体は、大会等前後のミーティングや懇親会等において

も、「三つの密」を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

④ 大会・講習会・研修会等の主催者が準備・配慮すべき事項

ア 大会会場・競技備品類

- (ア) 屋内で競技を実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。
- (イ) 試合球はできるだけ複数個用意し、こまめに消毒・清掃を行って交換しながら使用する。
- (ウ) 試合で使用する備品類のこまめな消毒など衛生対応に留意する。
- (エ) 審判員の笛等は、唾液のついた状態での放置を避けるなど、不慮の接触を避けるため留意を求める。
- (オ) 屋外で競技を実施する場合には、特に仮設テントなどの設置物に関して、換気の悪い密閉空間とならないようにする。
- (カ) 主催者は、感染対策と共にマスク着用による熱中症のリスクにも備えること。

イ 運営スタッフの体調管理・対応

運営に関わる全てのスタッフの検温を実施し、全員の氏名、住所、連絡先（電話番号）等確認を行うこと（※個人情報の取扱いに注意）。運営リストにはない関係来場者等も正確に把握し、全員分の体調確認も徹底するよう努めること。

ウ 式典等・運営の簡略化

選手と審判間の挨拶や試合前後の握手に関して、当面は簡易な形式を採るなどの対応に努めること。

開・閉会式、表彰式などでは、参加者が密になる状態を避けるため、式典参加者の数を減らしたり、内容を簡略化したりするなどして必要性に応じた柔軟な対応を求める。

エ 競技中の注意事項

競技中も選手、スタッフ同士の接触機会を減らすよう配慮すること。

オ 手洗い場所

大会等の主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- (ア) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- (イ) 「手洗いは 30 秒以上」等のアナウンスをすること。
- (ウ) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- (エ) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

カ 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

大会等の主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- (ア) 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- (イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- (ウ) 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- (エ) 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

キ 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

大会等の主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- (ア) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- (イ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- (ウ) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- (エ) 「手洗いは 30 秒以上」等のアナウンスをすること。
- (オ) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

ク 飲食時の注意事項

大会等の主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- (ア) 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声かけをすること。
- (イ) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- (ウ) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスク、手袋を着用させること。

ケ 観客の管理

観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

コ 大会等の会場

大会等を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分

な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

サ ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(4) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

大会等の主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く場面においては、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア タオルの共用はしないこと。

イ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

ウ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

(※) その他、各団体においてガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

(5) その他の留意事項

大会等の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた情報(上記(3)－①)について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくことが必要です。

また、終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

<参考ホームページ>

- スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日改訂版）
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- 移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

